## JFS-A規格

# 監　査　申　込　書【 初回用 】

**※太枠内は必ずご記入ください**

依頼日:　　年　　月　　日

| 受付日 | 年　　月　　日 |
|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ | | フリガナ | |
| 貴社名 | | 代表者氏名 | |
| 本社所在地 | ㊡　－ | TEL | |
| | | FAX | |

適合証明を希望する組織が複数ある場合、申込書および必要書類は対象組織毎に提出していただきます

| | | | |
|---|---|---|---|
| 適合証明を希望する組織名 | | 適合証明に関わる担当者氏名 | |
| 所在地 | ㊡　－ | TEL | |
| | | FAX | |
| | | E-mail | |

| 適合証明取得希望のカテゴリ | |
|---|---|
| ☐ | ＣⅠ　腐敗しやすい動物性製品の加工 |
| ☐ | ＣⅡ　腐敗しやすい植物性製品の加工 |
| ☐ | ＣⅢ　腐敗しやすい動物性及び植物性製品の加工(混合製品) |
| ☐ | ＣⅣ　常温保存製品の加工 |
| ☐ | Ｋ　化学製品の製造(添加物など) |

| | |
|---|---|
| 適合証明対象HACCPプラン | HACCPプラン数　　件 |
| | 製品名 |
| 適合証明発行希望時期 | ※監査員ならびに判定員の判定により、適合証明しない場合もあります。監査前に、サポートをお勧めする場合もあります。日程につきましては、担当者より相談させて頂きます。<br>希望時期　　年　　月　　(第2希望　　年　　月　) |
| 必要書類※提出予定日 | 提出予定日　　年　　月　　日 |
| 申請必要書類<br>※右記が全て揃ってから電子メール等でご送付ください<br>※申請必要書類～請求についてまでご確認の上、右記チェック欄に✔をご記入ください | (　添付書類については返却出来ないことがあります。原本指定のないものは、必ずコピーでのご提出をお願い致します。　)<br>☐　JFS-A規格　適合証明　申請書<br>☐　自主チェックリスト<br>(　※　**チェックリストで全ての要求事項をを満たしていることを再度ご確認ください。**)<br>☐　組織情報　(　組織図、責任権限など　)<br>☐　施設設備の図面<br>☐　要求事項にて文書化が求められているもの全て、及び実際に記録された帳票一式<br>・HACCP関連文書(製品仕様書、危害要因分析表、HACCPプラン等)、及びCCP等の記録<br>・文書化が求められているFSM、GMP関連書類一式<br>☐　適合証明監査契約書 |
| 監査及び適合証明の手順及び規則 | ☐　JFS規格に基づく監査及び適合証明を実施する手順を承諾します。 |
| 請求について | ☐　書類監査とその他(現地監査や適合証明発行料)は都度請求いたします。<br>☐　JFSM登録料ついては、JFSM協会より請求される年2回のタイミングで弊社より別途請求させていただきます。 |
| 適合証明取得希望時期 | 適合証明取得希望時期があればご記入ください。　→　　年　　月頃)<br>※ご契約締結後から適合証明の取得までは概ね3か月程度必要となります。 |

**弊社にてJFS-A規格のサポート実施の有無**

なし　／　あり　(受付番号No.　　)

**株式会社　日本食品エコロジー研究所**

〒651-0082　神戸市中央区小野浜町1番9号

22-2506-40-1　TEL(078)321-2311　FAX(078)321-3066

# 監査及び適合証明を実施する手順

| | ご提出物・備考 |
|---|---|
| ① お問合せ | |
| ② お打合せ | |
| ③ 見積のご提示、JIFEへの依頼書の受理 | 依頼書 |
| ④ 契約書の締結(秘密保持契約等含む)、JFSM協会への申し込み書ご提出 | 契約書、申し込み書 |
| ⑤ JFS規格監査及び適合証明申請書、書類監査用文書・記録類のご提出 | 自主チェックリスト、FSM関連書類、HACCP関連書類、一式 |
| ⑥ 書類監査(所用期間約30日) | |
| ⑦ 書類監査報告、および監査計画書(現地監査)の提示 | ※書類監査料金のご請求 |
| ⑧ 現地監査 | |
| 適合 / 不適合 | |
| ⑨ 是正処置報告書の確認(現地監査後30日以内) | 是正処置報告書 |
| 適合 | ※30日以内に是正処置が確認できない場合、非承認となります |
| ⑩ 判定会議 | |
| 承認 / 非承認(要求事項未達) | |
| 監査終了(適合証明不可) | |
| ⑪ 判定結果の通知(組織に対して) | |
| ⑫ JFSM協会へ登録、適合証明書の発行 | ※現地監査料・証明書発行料のご請求 |
| 翌月以降、半年以内 JFSM協会へ登録料のご請求 | ※JFSM協会から請求書が弊社に到着後のご請求となります<br>登録された組織様について、半年毎となります |
| 翌年以降 定期監査、更新監査の案内 | 定期監査は毎年(更新年を除く)、更新監査は3年毎に実施<br>定期監査、更新監査を実施されない場合、適合証明は取り消されます |
| 定期監査・更新監査(書類監査＋現地監査)の実施 | |
| 初回監査同様 | |
| 判定結果の通知(組織に対して) | |
| JFSM協会への定期監査・更新監査実施の登録 | |